

婚姻届

平成 年 月 日届出

受理 平成 年 月 日 第 号	発送 平成 年 月 日					
送付 平成 年 月 日 第 号	長印					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附表	住民票	通印

住所変更をされる場合は新しい住所を記入(町外から転入してみえる場合、**転出証明書**が必要になります)

(よみかた) 氏名	夫になる人		妻になる人	
	この かずひこ		おつの ゆか	
生年月日	甲野 和彦 昭和 47 年 11 月 9 日	乙野 由香 昭和 48 年 7 月 15 日		
住所 (住民登録をしているところ) よみかた	岐阜県飛騨市古川町 本町 2 番地 番 22 号		左に同じ	
	この よしお			
本籍 (外国人のときは国籍だけを書いてください)	岐阜県飛騨市古川町 本町 2 番地 番		岐阜県高山市花岡町 二丁目 18 番地 番	
	筆頭者の氏名 甲野 義夫		筆頭者の氏名 乙野 正治	
父母との続柄 他の養父母はその他の欄に書いてください	父 甲野 義夫	続き柄 長男	父 乙野 正治	続き柄 二女
	母 夏子		母 秋子	
婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	<input checked="" type="checkbox"/> 夫の氏 <input type="checkbox"/> 妻の氏	新本籍(左の□の氏の人すでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください) 岐阜県飛騨市古川町本町 2 番地 番		
同居を始めたとき	平成 10 年 3 月 結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください			
初婚・再婚の別	夫 <input checked="" type="checkbox"/> 初婚 <input type="checkbox"/> 再婚 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別 年 月 日	妻 <input checked="" type="checkbox"/> 初婚 <input type="checkbox"/> 再婚 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別 年 月 日		
同居を始める前の世帯の主な仕事と 夫妻の職業	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から9人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6. 仕事をしている者のいない世帯			
	夫の職業		妻の職業	
その他				
届出人 署名押印	夫 甲野 和彦 (甲野印)		妻 乙野 由香 (乙野印)	

父母がいま婚姻しているなら、母の氏は書かずに**名のみ**を記入

再婚の時は、直前の婚姻について書いてください。内縁のものは含まれません。

捨印

甲野 乙野

署名は必ず本人が署名して下さい。印は各自別々の印を使用して下さい。届出人の印をご持参ください

「筆頭者氏名」には、戸籍をはじめに記載されている人の氏名を書いてください

住所を定めた年月日	
夫	年 月 日
妻	年 月 日

連絡先	電話 (0577) 73-2111 番 自宅・勤務先・呼出 夫
-----	------------------------------------

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日でも届けることができます。（この場合、宿直等で取り扱うので、前日までに、戸籍担当係で下調べをしておいてください。）

届書は1通で差し支えありません。

この届出書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要ですから、あらかじめ用意してください。

証		人	
署 押	名 印	甲野 義夫 	乙野 正治 
生年月日		昭和 20 年 6 月 23 日	昭和 18 年 10 月 4 日
住 所		岐阜県飛騨市古川町	岐阜県高山市花岡町
		本町 2 番 22 号	二丁目 18 番地
本 籍		岐阜県飛騨市古川町	同上
		本町 2 番地	同上

証人捺印



<飛騨市で婚姻届を出される場合>

- ・届出をされる方は、身分を証明できるもの（免許証、パスポート等）ご持参ください。
- ・本籍・住所欄は「飛騨市」とご記入ください。
- ・本籍が飛騨市以外の方は、戸籍全部事項証明書または戸籍謄本が必要です。

<婚姻とともに住所を変更される場合>

- ・飛騨市外からの転入の方は、前住所地からの転出証明書が必要です。
前住所地の役場で転出手続きをしてください。

<休日に婚姻届を出される場合>

- ・休日でも受付できます。ただし、手続きの関係で、後日来庁していただくこともありますので、ご了承ください。

戸籍の届出については、
飛騨市役所市民課、または各振興事務所市民担当係まで
お気軽にお問い合わせください。